

令和6年度 第3回 藤沢市障がい者総合支援協議会 会議録

日時：2025年（令和7年）1月27日（月）午前10時から12時まで

会場：藤沢市役所本庁舎5階 5-1、5-2会議室

委員：齊藤代表、鈴木副代表、山本委員、種田委員、新城委員、飯塚委員、
島村委員、紀井委員、川久保委員、向井委員、角田委員、渡部委員、
澤野委員、深見委員、神保委員、船山委員、山田委員、妹尾委員、
八十島委員、沼井委員、戸高委員、露木委員、村松委員、佐藤委員、
高山委員

計25名

欠席2名

事務局：佐藤福祉部長

子ども家庭課（原田、斎藤、福岡）

障がい者支援課（臼井、星野、田口、飯沼、伊原）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計10名

傍聴者：1名

(事務局 白井)

藤沢市障がい者支援課長白井でございます。開会に先立ちまして4点ご案内をいたします。1点目として会議の公開についてのご報告です。この会議は公開とさせていただいていただきますので、傍聴者の方にはあらかじめご入場をいただいております。2点目が委員の出席状況についてのご報告です。委員27人中出席委員25人でございます。なお、この会議においては会議の成立要件はございませんので、併せてご案内いたします。3点目として、会議の進行に関してのご案内でございます。議事録を作成する関係で会議の内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。Web参加の委員の皆さんにおかれましては、いつものお願いになりますが基本的には音声をミュートにさせていただきますようお願いいたします。発言の際には手を挙げていただくか、Zoom上の挙手のアイコンをクリックしていただき、指名をされた後に、ミュートを解除して、お名前をおっしゃっていただいた上でご発言ください。また音声や映像が届きにくい状況がありましたらすぐにご発声をお願いいたします。4点目として、資料の確認でございます。これから読み上げて参りますのでご確認をお願いいたします。

資料1-1 第3回ふじさわ障がい者プラン検討委員会実施概要

資料1-2 第4回同検討委員会実施概要

資料2-1 第3回相談支援部会要点議事録

資料2-2 第3回連携支援部会要点議事録

資料2-3 第3回就労支援部会要点議事録

資料2-4 第3回生活支援部会要点議事録

資料3-1 日中サービス支援型共同生活援助報告評価シート（市内事業所取りまとめ）

資料3-2 日中サービス支援型共同生活援助 利用者の動向（市内事業所取りまとめ）

資料3-3 日中サービス支援型共同生活援助 要望・助言・評価（案）

資料3-4 日中サービス支援型共同生活援助援助（各事業所報告分）

資料3-5 日中サービス支援型共同生活援助 利用者の動向（各事業所報告

分)

資料4 株式会社ビオネスト自立支援協議会資料

資料5 令和7年度藤沢市障がい者総合支援協議会等スケジュール（案）

資料6 ケアラー支援条例公布文

資料7 地域福祉シンポジウムチラシ

資料8 ふじまど「障がい者サポート」チラシ

令和6年度第2回藤沢市障がい者総合支援協議会実施概要と同会議録

それと今日追加で鈴木副代表からご提供いただいた資料をお配りしております。資料に過不足等ございましたらお声掛けをお願いいたします。第2回の実施概要と会議録については、修正等がございましたら2月10日までに事務局にご連絡をお願いいたします。それでは、早速ですが会議の進行につきまして斎藤代表にお願いをいたします。よろしくをお願いいたします。

（斎藤代表）

皆さんおはようございます。それでは第3回の協議会を開催したいと思っております。次第に沿ってお願いしたいと思っておりますが、2の報告事項、(1) ふじさわ障がい者プラン検討委員会の実施結果についてということで事務局からご説明をお願いします。

（事務局 飯沼）

事務局飯沼です。資料1-1、1-2は第3回、4回ふじさわ障がい者プラン検討委員会の実施概要となります。本日の会議開催までにプラン検討委員会が2回開催されましたので、その実施結果につきまして簡単に報告いたします。第3回検討委員会では報告事項としまして、前計画であるふじさわ障がい者プラン2026、第6期障がい福祉計画第2期障がい児福祉計画の令和5年度実績につきましてご報告いたしました。また、協議事項としましては、現計画のふじさわ障がい者プラン2026中間見直しの障がい者計画につきまして、計画の進行管理と達成状況を把握する方法としまして重要業績評価指標KPIを設定し、そのモニタリング指標とする事業等の選定について協議いたしました。第3回につきましては、上記のような形で協議させていただきました。次に資料1-2、先週行われました第4回検討委員会では、第3回で協議

した障がい者計画のモニタリング指標につきまして、委員からいただいた意見、また要望を踏まえまして事務局の方で修正案を作成しまして、改めて意見交換をいたしました。この第4回で挙げた意見を踏まえまして、モニタリング指標を作成し、次年度以降、各事業の結果を踏まえて、計画の進行管理や達成状況を確認していきます。以上で第3回・第4回のふじさわ障がい者プラン検討委員会の結果について説明いたしました。以上となります。

(斎藤代表)

ありがとうございます。プランのご報告いただいたところでプランの代表をしていただいております高山先生何か一言お願いできますか。

(高山委員)

ありがとうございます。今ご報告いただいた通りなのですけれども、今回はその重点的なテーマを取り上げて見ていくということになる初めての取り組みになるかと思えます。どうしても数値目標が挙げられないものについては、何となくどこが達成したと言えるのかというところが難しいところではありますけれども、留意事項欄などもあってどこに留意して実行していくかというところで、できるだけ目標達成するのがどういうものかということ、皆さんと共有できる形を作っていきたいなというふうに思っております。以上です。

(斎藤代表)

ありがとうございました。いよいよこれから本番になっていくと思いますのでよろしく願いいたします。この件につきまして、何か皆さんの方からご意見ご質問ありますでしょうか。村松委員、お願いいたします。

(村松委員)

村松です。私はこの委員会にオブザーバーとして参加しておりまして、また新しい形で進むということで、参加の中で感想などもありますので述べさせていただきます。数値目標ということ等を導入されていますのでサンプリングの問題をある程度そこに関わってくるのはサンプリング数です。そうすると少数の障がいの分野の問題について、どのように拾っていくのかということをやはりかなり意識して考えていかないとなかなかこぼれてしまう部分も出てくるのではないかと感じております。それからもう一点はケアラー条例が出てきましたのでその辺をどうくみ取っていくのかということも、やはりプ

ランの中で生かしていければなというふうなことを希望しております。以上です。

(斎藤代表)

ありがとうございました。やはりなかなか少数の意見というのは反映しにくいという印象がどうしてもあるかと思いますがその辺、丁寧にやっていただければと思います。それとケアラーについてやはりそこまでなかなかケアラーに対しての支援という制度的なものも特にない中で、今までご苦労されている方たくさんいらっしゃると思いますのでその辺も少し踏み込んでいければなというふうに思っております。よろしいでしょうか。では次に行きたいと思えます。それでは、次に各専門部会からの実施結果について、これは前回、会議の結果、総合支援協議会の前に行われた部会の結果などについて各部会からの報告と、それから各部会にお互いに協働していきたい話があればということもありましたので、その辺も含めてご報告いただければと思います。ではちょっと順番を変えてしまいますけれども、連携支援部会からお願いしたいと思います。妹尾さんよろしいですか。お願いします。

(妹尾委員)

連携支援部会の報告をさせていただきます。妹尾です。お手元の資料でいうと2-2、連携支援部会3回目を実施いたしました。連携はかなり言葉としては大きいということで連携を支援するということがどういうことかというのを1回目、2回目で議論しましたがけれども、今回の整理では我々の来年度のテーマを決めましょうということで、結論としては福祉と教育の連携の中の特に学校を卒業して大人の障がい福祉サービス等々に移行する時期のその重なり具合について、こういった課題を思っってそこにどうやって解決策、議論を集中していくかというような視点で話をしました。支援者間の連携ということと、制度間の連携というふうに二つに分けて考えてみました。制度が変わる中で生活の激変をどうやって、利用者さんの立場に立って学校と福祉が連携をしていくのか、支援についての見立てで共通言語をどうやって持っていくのか研修を一緒にやるというような流れも少しずつ出てきている中でどうやっていこうか等々です。いろんな話をしたのですけれども、我々の中で圧倒的に学校という組織の窓口や専門職の配置具合とか、いろんなことについてわからない中で、話をしているということによく気がつきまして、学校という教育の現場もものすごいスピードでいろんな課題感を解決するために変わってきているとは思っているので

すけれども、そういったことについてよくご存知の方に状況を聞きながらそれぞれの役割をよく理解した上で何ができるのかについてを双方で考えていく重なりを作っていくということが重要なのではないかという話になりまして、来年度以降になると思うのですけれどもそういった内容で全体的によくご存知の方という方に少し教えていただきながらさらに議論を深めていければいいのではないかということにまとまりました。以上です。

(斎藤代表)

ありがとうございます。この各部会についてのご意見ご質問は後ほどまとめてさせていただければと思いますので続けて報告をお願いしたいと思います。それでは、相談支援部会は大丈夫ですか。

(佐藤委員)

大丈夫です。相談支援部会は佐藤の方から報告をさせていただきます。資料は2-1になります。大きくは資料をご覧いただければと思います。前回に関しては委員の皆様の方で安全・安心プラン実際に作成をしていただく中で振り返りというか、作ってみての感想を出し合っています。そこは記載の通りなのでご覧いただければと思います。特に③のところ、災害時の避難のところについては記載の方法ですとか、あとはやはり実際、外出というか代理と一緒に作っていくにしても現地に赴かないとなかなか見えない部分もある聞き取りだけでは難しい部分もあるかというふうなところも確認をさせていただいております。次年度につきましてはこれも資料の3にあるところで話をしていますが、次年度については緊急時の支援体制強化や個別、相談の支援の実情を踏まえて、地域生活支援拠点への提案を一つのテーマとして検討をしていくこととなりました。これはこのテーマに向けてということでは多分先ほど報告がありました、連携部会なんかとも当然相談機能だけでは機能しない部分のところもありますし、安全・安心プランに関しても地域との連携というのは外せないところかと思っていますので連携部会との協働なんかは代表としては多分今後、出てくるのかなと想像しています。まだ具体的にどうだという話はこの場ではまだ出てきませんが、次年度に向けて協議の中でそういったことも出てくるかなと思っています。簡単ですが、相談部会の報告は以上になります。

(斎藤代表)

はい、ありがとうございました。では続けて参ります。就労支援部会で船山代

表をお願いいたします。

(船山委員)

就労支援部会から報告させていただきます。船山です。よろしく願いいたします。資料は2-3になります。基本的には報告書に書いてある通りなのですが、1回、2回、3回目まで終わっていきまして3回終わったところで今年度やってきたことは職場体験実習、雇用を前提としない職場体験ができるような実習場所を開拓していき、障がいのある当事者の方も企業の方も雇用というようなものが前提にあると結構ハードルが高くなってしまいうところもあって、雇用を前提としないあくまで体験を提供して見聞を広げていただくみたいな形の体験実習の場を作っていきたいと思いますということで、それを考えていきたいその仕組みを作っていきたいという議論をしていったことが一つ、もう一つは来年度秋から就労選択支援事業という新しい事業が創設されて、ありとあらゆる段階で例えば働きたいとか、就労移行の原則2年しか使えないところを3年目申請するとき、その人の職業的な能力の評価だとか、どのような工夫があれば安心して働けるのかとか、そういったところを起点としてアセスメントしていくための事業が創設されます。今市内の就労系の事業所はかなり数多く50数ヶ所あって、その50数ヶ所どこでも一定程度、同じような結果が出てくるような形がとれるようなアセスメントを平準化していく必要があるというような議論をずっとしてきて、来年度に関してはその就労選択支援事業が円滑に地域の中で展開していき、特別支援級の生徒なんかでも在学中に就労選択支援事業を受給して、サービスを受けてアセスメントしてもらって、例えばどういう仕事に向いているのかとか、どういう部分に職業適性があるのかとか、そういった部分も含めてアセスメントしていきという事業なので、基本的にいろんな人が関わってくるような事業になるというところでその選択支援事業を受けるにあたって当事者の方たちが、そういう不便のないような形でその授業を受けてもらえるような環境や状況を作っていく必要がありますということで、そういった部分を重点的に来年度は早いうちから検討していこうと考えています。また、就労系の事業所が非常に多くなっているところで、相談支援事業所との連携ってところが部会の中でも言われておきまして、相談支援事業所とどのような形で連携していきその人を支えていくのか、就労支援っていうと日中活動の部分だけを支援しますっていうわけではなくて、やはり生活支援の延長だと私は考えていまして、そういったところで支援を切り分けてしまっていて、例えば生活部分は相談支援事業所に相談

してくださいというところで、話も聞かずに投げちゃうとか、そういったような状況がないように、相談の事業所等との連携のあり方だとか、障がい児から者になるときの児者変換部分での連携だとか、そういったところも一緒に他の部会と考えていかなきゃいけないのではないというような話が出てきたりしていました。また昨今就労継続支援A型の事業所の大規模な倒産なんかもあって、そこで働く当事者の方たちをどのように支えていくかというところでは、もう全国的な課題だったりしますのでいろんな人たちが安心して働けるような環境を、そういったところも踏まえて来年度、いろんなことを検討していきたいと考えています。私からは以上です。

(斎藤代表)

はい、ありがとうございました。続けてですが、生活支援部会戸高代表お願いします。

(戸高委員)

生活支援部会の戸高です。資料はいっぱいあるのですが、資料1元々日中サービス支援型は設立したときに総合支援協議会にちゃんと報告をするということが成り立っていたのですが、なかなかそこができてなくて今回いろんな問題が起きたことで、藤沢の中でもそれをちゃんとやっていこうということで、資料3-1資料3-2、3-3、3-4、3-5ということで、藤沢の中に9ヶ所日中型があるのですけれども、その資料をもとにしながら今どういう状況があるかということを確認します。あとヒアリングを1ヶ所行っているのです。その内容の報告を聞きながら、それについてどう捉えていくかということで質疑をやりました。内容的なものはそこに書いてありますので見ていただければと思います。それでやはりここで見えてくるもの実際にそういうことをやっているのか、こういう問題があるのではないかとなかなか今まで見えてこなかったことが資料によってわかることがたくさんあったりして、今後ヒアリングの方には今年度あと数か所、来年度全事業所にヒアリングに行こうということになっております。それを受けてどう部会の中でやっていくことと、あとはこの協議会の中でこの論議をどうするかということが今後の課題にもなるかなということと、あと日中型じゃないグループホームもかなりあるので、その実態が把握できてないこともあると思うので、その辺の実態調査をする必要があるだろうということで、次年度以降の課題が出ておりました。以上です。

(齋藤代表)

はい、ありがとうございます。後ほどまた次の議題でもありますので評価の話など出てくると思います。各部会のご報告をいただいたのですが部会の活動にいろいろご協力いただいている副代表の鈴木副代表から一言まとめて発言をお願いいたします。

(鈴木副代表)

副代表の鈴木でございます。平素は部会活動にご尽力いただきましてありがとうございます。これまでの各部会からの報告をお聞きしておりまして、まず課題把握がだいぶ進んで、もう次の段階に各部会が到達していると、次にアクションの段階まで多くの部会が来ているということが把握できました。かなりスピード感を持ってやっていたのかという印象を受けております。その上でその次の段階はアクションです。実際に例えば連携部会であれば学校の状況がわかっている方に来ていただき、それでさらに課題把握を進めていくということですし、あるいは就労部会であれば、就労選択支援のところの情報であるだとか、あるいはその繋ぎの部分であるだとか、その辺りをさらに精査していくということが課題としてみなされてその次の段階に来ているということだと思いますので、それを引き続き進めていただきつつその次にアクションをしていくときにそのアクションが目的化してしまうと非常に勿体ないわけです。その実際に次を起こす行動がその先にどのターゲットに向けてその活動が繋がっていくのかということがぜひ各部会さんで検討していただきながら、確認していただきながら進めていただくといいのかなとこのように思っています。例えば具体的に利用者の方のそれが評価に繋がっていく、あるいは連携協働の仕組み作りに繋がっていく、あるいはそのことが一つの事業のモデルになっていくそうしたマイクロレベルのどのターゲットに向けた活動に繋がっていく、さらにそのやったことの成果がどう結実していくかというところまで少し確認議論しながらやっていただくということが必要なかこのように考えております。どうしてもアクションって目的化してしまうとそこで満足して終わってしまうということが、ときに協議会の場で起きたりしますので、ぜひそれが次のちゃんと活動であるだとか、方法であるだとか、仕組み作りに繋がっていくように、ぜひそこを確認しながら進めていただければと思いますし、またそのあたりはお手伝いできる場所はお手伝いしたいとこのように考えております。以上でございます。

(齋藤代表)

はい、ありがとうございました。いろんな活動が何のために今どこまで何をしているのかという確認をしながら着実に進めていければいいなと思います。それでは、各部会それぞれに対してのご質問ご意見全体を通してでも結構です、何かございますか。ではご報告いただいた内容をご理解いただいた共有できたということによろしいでしょうか。それでは次の協議事項に入りたいと思います。今度は日中サービス支援型グループホームの評価についてということではこれは前回会議でお示しましたように生活支援部会で1次評価を既に行っております。本会議ではこの1次評価について今回の委員の皆様からのご意見をいただいて最終的な評価をするという段取りに続けていきたいと思っておりますので、では事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

(事務局 飯沼)

事務局飯沼です。協議事項3日中サービス支援型グループホームの評価についてご説明いたします。改めて日中サービス支援型グループホーム、またその評価についてですが、日中サービス支援型グループホームというのが地域に開かれたサービスとすることでサービスの質を確保するという観点から自立支援協議会に対し、新規指定時また業務開始時には、1年に1回以上事業実施状況等を報告することが定められております。今回生活支援部会におきまして、各事業所から上がった事業報告に対し意見をいただきその評価を行っております。ただしこちら本年度から、初めて行った事業実施報告のため各事業所の報告の情報も少なく、詳しい分析もできていないため生活支援部会では今回は市内の日常サービス支援型グループホームの概況を判断材料としまして市内事業所の全体への評価を行っております。委員の皆様におかれましては生活支援部会に上がった評価を基に、市内事業所全体への意見もしくは各事業所への意見をいただければと思います。資料について説明いたします。資料は3-1から3-5まであります。資料3-1は市内9事業所ある日中サービス支援型グループホームの施設概要や運営自体を取りまとめたもの、資料3-2が資料市内9事業所あるグループホームの利用者実態を取りまとめたもの、資料3-3が生活支援部会にて上がった市内事業所の全体の評価を取りまとめた評価案、資料3-4こちらが市内9事業所ごとの施設概要や運営実態の詳細になります。そして資料3-5が各事業所の利用者の詳細となります。ここでは生活支援部会の評価の材料としました資料3-1、市内の日中サービス支援型グループホ

ームの概況、またそれを基に作成しました評価案、資料3-3を使いまして市内事業所全体の評価を説明していきます。初めに3-1評価を示す前に、市内事業所の施設概要、利用者を説明していきます。資料3-1施設概要をご覧ください。市内事業所の定員数の合計は、共同生活援助グループホームが144人、短期入所が13人となっております。それに対して人員配置としましては、日中の世話人が77人、生活支援員が30人、夜間の世話人が28人、生活支援員が21人となっております。次に2の利用者の状況としまして、身体障がい者は35人、知的障がい者は63人、精神障がいの方が35人、難病等が1人、合計市内事業所には134人が利用しております。なお、この中には身体障がいかつ精神障がいであるように複数障がいをお持ちの方もいらっしゃいます。また、利用者の住まいを見ますと、元々藤沢市にいた方が79人、藤沢市外から来た人が55人となっております。ここまでの市内事業所の施設概要また利用者の説明となりまして、次の事項3からが生活支援部会で行った評価の対象となるものです。ここからは、資料3-1と資料3-3を合わせて説明させていただきます。初めに3-1-3利用者の主な日中の活動につきまして、こちらグループホーム内での日中サービスにつきましては、昼食の提供や服薬管理、バイタル管理排泄介助など共通して実施しております。一部のグループホームにおきましては、卓球や園芸等のクラブ活動を実施しておりました。また外部の日中サービス等の利用人数は利用者134人中の75人となりまして、内容としましては生活介護、就労継続支援B型、通所リハビリなどの外部の活動を行っております。これに対しまして、生活支援部会の方での評価資料3-3の評価を見ますと、外部の日中活動利用につきましては、居住の場と活動の場を分けるという姿勢は評価する、また日中の支援内容や活動については、グループホームによる差異があることについて今後実態を確認していきたいという意見がありました。次に3-1-4に移ります。4 利用者に対する地域生活の支援状況について、こちらにつきましては事業所からの報告としまして、外出や余暇活動の支援の事例としまして、共通して買い物・通院に関わる支援を実施しておりました。体験利用のニーズの対応につきましては、満床の事業所を除きまして体験利用を実施しており、そのまま本契約に繋がったケースもありました。これに対して生活支援部会の評価は体験的利用を積極的に推進していることを評価する、また地域との接点や外出や余暇活動を通じた社会との関わりのあるあり方について、今後確認していきたいといった意見が挙がりました。次に資料3-1-5支援体制の確保について、こちらについて事業

所からの報告としまして、日中土日を含めた常時の支援体制については共通して、日勤遅番夜勤体制などを取り、常時の支援体制を確保しているとありました。ただし、事業所によっては人員確保が難しいため、最低限の人員体制で実施していることも報告がありました。これに対する生活支援部会としましては日中活動支援を含め、夜間についても人員を確保していることは評価する、また質の高い支援に向けまして、人員の確保や職員の定着について今後取り組みを行っていただきたいという意見がありました。次に6番、3-1の6番になります。地域に開かれた運営について、こちらは事業所からの報告としまして、家族や地域住民との交流の機会の確保について共通して家族との交流機会は確保しているということが報告ありましたが、地域住民につきましては、地域主催のイベント事業所主催のイベントを通じて利用している事業所はあるものの、事業所立ち上げから日が浅い、もしくは事業所所在地の自治会があまり活動的ではないというところから、交流機会が作れていない事業所もありました。また、実習生やボランティアの件につきましては、実習生の受け入れを行っている事業所が1ヶ所、こちらの内容としましては、福祉障がい者業界を目指す学生に2日間程度の日程にて、利用者との触れ合いや個別案件の検討を実施しているという報告がありました。また、ボランティアを受け入れている事業所5ヶ所、内容としましては、読み聞かせ対象のプログラム、野菜作り指導などを行っているということでした。これに対する生活支援部会としましては、地域での交流機会を確保していることは評価しつつも地域実情に伴い、地域との交流が困難な地域もあるので、その際に行政の支援をもらいながら、交流機会の確保に期待するといった意見が挙がりました。続いて7番、利用者の健康管理について、こちらにつきましては事業所からは医療機関との連携は共通して行っており、定期的な訪問医療、訪問看護を導入しているという報告がありました。これに対し生活支援部会としまして、看護師の常駐や夜間の医療体制の確立については、さらに拡充してほしい。訪問診療や訪問看護の積極的な活用は評価するという要望また評価意見が挙がりました。続いて8番、短期入所の併設についてです。事業所からは、地域で生活する障がいのある方の件については、自治市内の事業所共通しまして受け入れておりまして、緊急的また一時的な支援の受け入れにつきましても、介護者の入院など自宅でケアができない場合や介護者のレスパイトを目的に受け入れしているという報告がありました。これに対する評価としまして短期入所、緊急時レスパイトとして利用も積極的に行っていることは評価する、さらに若年層など体験利用の

拡充が広がることを希望するといった評価・要望がありました。次に9番、感染症対策、業務継続計画になります。こちらにつきましては、市内9事業所共通しまして、業務継続計画が策定されていたり、また事業所によっては感染症対策の研修の実施や、研修に参加しているという報告がありました。これに対して生活支援部会は、業務継続計画の作成にとどまらず、それを活用した研修および職員への周知を希望するといった意見・要望があがりました。続きまして1番、虐待防止対策についてです。こちらでも市内9事業所共通しまして、定期的な虐待防止委員会の開催や研修の実施が報告されております。これに対し生活支援部会の評価としまして、研修の実施に関しては、評価するといった意見や、外部講師の招聘や虐待の実態調査に関する情報の共有、また更なる意識の向上は望むといった評価また意見があがりました。次に11番、企業災害対策についてです。こちらでも市内事業所共通して、定期的な防災訓練、避難訓練を実施しているといった報告がありました。これに対し、訓練に地域の防災や自治体と一緒にやるなど、更なる防災対策の充実を希望する。また、業務継続計画に基づく備蓄のリストなど、そういったものを共有してほしいといった意見があがりました。次に12番、相談支援事業所や他のサービス事業所との連携状況についてです。こちらにつきましては、9事業者共通しまして、利用者自身や取り巻く環境の変化について、ご本人の意向を踏まえ、主治医、計画相談支援、訪問看護、ご家族、後見人など必要に応じて集まり、解決策を探しているといった報告がありました。これに対しまして、利用者の多くが計画相談を利用しており、他のサービス利用者との連携ができていることは評価する、またそれに個別支援計画の質の向上と他職種との連携に対する意識の向上を期待するといった評価・意見があがりました。最後に、事業所からの報告以外にその他の意見・要望としまして、職員の常勤と非常勤の割合を今後確認していきたい、居住者の年齢層や聴覚障がいや発達障がいといった障がい種別の詳細を今後確認していきたい、医療的ケアの受け入れについては、どのようなケアが行われているか確認していきたい、グループホームとして対応できない障がいや行動などがあるか確認していきたいといった意見がありました。資料の説明は以上となります。委員の皆様におかれましては、この生活支援部会に上がった評価をもとにご意見をいただければと思います。

(斎藤代表)

はい、ありがとうございます。今ご説明いただきましたがさらに今日配布の資料作っていただいたことでもありますので、鈴木副代表の方から一言お願いしま

す。

(鈴木副代表)

まずお詫びからです。申し訳ないです。実は資料の3-2ですけれども、日中サービス支援型共同生活援助利用者の動向市内取りまとめというデータが出ていると思うのですけれども、余計なデータが入り込んでしまっていて、こちらではなく、今日事務局から配布いただいた資料を参照いただければと思います。表題は特についてないのですけれども、障がい種別という円グラフとかが入っている資料を皆様お手元にございますでしょうか。この資料を実は朝方まで作っていて3時半ぐらいに事務局に送ったので事務局の皆様には大変失礼をいたしました。朝急いで刷っていただいたと思います。これを見ていただくとそれぞれのグループホーム利用者の全体像がこれで見てとれるということだと思います。例えば、日中サービス支援型のグループホームの障がい種別と障がい等級のクロスでありますとか、あるいはちょっとページ数を振ってなくて申し訳ないのですけれども、1枚めくっていただいて、3ページ目ぐらいになるのですけれどもグループホーム利用者の障がいの重複の状況というのを少し細分化してデータ化してみました。そうするとない人が大体8割ぐらいで、ある人が2割ぐらいでその中でも多いのは身体・知的の方の重複が多いと。これは全体の統計と同様なのかなと見ております。基本的には見ていただきたいので、特徴的な部分だけ時間もないのでお話をさせていただくと、今回のデータを少し私の方で統計解析してみました。いくつかの統計解析をやってみたのですけれども、特に有意差がないものはもう載せていません。その中でも有意差が見られたのが、その運営法人か社会福祉法人かそれ以外かでいくつかのデータをクロス集計してみています。後ろから2枚目ぐらいのところから、社福法人にカテゴリーと通院のクロス表っていうのが出ていると思うのですが社会福祉法人とそれ以外で利用者さんの通院支援、利用者さんの通院があるかないかというところを比較すると、それぞれの構成比率で差があるっていうことが見られました。具体的には、社会福祉法人の利用者さんの方がそれ以外の運営主体のグループホームさんと比較すると通院している人の割合が高く、しかもそれはカイ二乗検定という統計解析をしてみると有意差が見られるということをございます。有意差というのは何かという一言で言ってしまうと、この結果がたまたま今回出たという結果ではなく、それは確率的にこの差が出るということが、今回の結果から見てとれたということをございます。さらに1枚めくっていただくと、その社会福祉法人とそれ以外のグループホームで医療的

ケアが必要な利用者さんがいるかいないかというところでもこれクロス集計してみると、社会福祉法人さんのグループホームの方が、それ以外のグループホームさんと比較すると、医療的ケアが必要な人のいる割合が高いということが見えました。これもカイ二乗検定っていうのをやってみると、有意差が見られるということでもあります。ですからこれもまた、たまたま出た結果ではなくて統計的に意味のある結果だということが見てとれるわけです。逆に今度夜間対応を見てみると、その社会福祉法人さんとそれ以外の法人さんのグループホームで比較したときにその比率というのが、社会福祉法人以外のグループホームさんの方が今度は夜間対応をしているという利用者さんの割合が高いということが見てとれます。ここもまた有意差が見られて、これはたまたま出た結果ではないということです。ですから、この夜間対応に関して言うと社会福祉法人以外のグループホームに入居されている方の方が夜間対応をしている割合が高いということが見て取れました。最後に、これをどう解釈するかというのは、また議論が必要というか情報が必要になるのですけれども、あとは社会福祉法人さんが運営するグループホームとそれ以外のグループホームで障がい支援区分の平均に差があるというものを、これはまた平均値の差の検定っていうのをやってみたのですけれども、これで見ると社会福祉法人さんの方が障がい支援区分を比較、平均値で見ると高いということを利用者さんの障がい支援区分は社会福祉法人の方を置く運営するグループホームの方がそれ以外のグループホームと比較したときに障害支援区分の平均値が高いということが見てとれました。これもたまたま出た結果ではなくて、統計解析をしてみると、統計的に有意差が見られるということですので、たまたまというよりは、統計的に意味がある差が見られているということですのでございます。ただこれはなぜこの結果が出ているかということに関していうと、おそらくそのマンパワーの違いであったり、あるいはその夜間の人員、マンパワーですけど、夜間の人員配置の問題であったり、その入居に至るまでの利用者さんの状況や背景であったり、各法人の運営主体によって特徴があるということも考えられます。ここはなぜこの有意差が出ているかっていうことは、まだ精査ができていないので、これはもう少し情報を集めてみないと、その背景理由については見て取れないのですが、一応こういった特徴的な結果が見て取れるということだけまずはお報告申し上げます。以上でございます。

(斎藤代表)

はい、ありがとうございました。県が作ったシートや市の方で作ったシート、

またそれを解析しての結果というようなご報告をいただいていると思います。

ここでここまでのご説明いただいた中での質問ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。村松委員お願いします。

(村松委員)

はい、ありがとうございます。今のご説明を伺ったのですが、最初の利用者の区分の中で難病等というのがありまして、その辺のことを含めて伺いたいと思っております。難病等なので難病なのか他の難病ではない何かなのか、その辺のことがまず一つ教えていただきたいです。それから、難病と一言言っても身体障がいに伴う難病もありますし、そうでない難病もあるということで、例えば身体障がいであれば、重度障害者等包括支援対象者ぐらいの6の中でも最重度と言われているものなのかどうかも含めてその重複もあるのか、その辺の問題を教えていただきたいです。分析された中に難病等が全く入っていないのはどうしてでしょうかという質問です。以上です。

(事務局 飯沼)

事務局飯沼です。初めに頂いた質問、難病等につきましては、こちら県が定めているシートの方でも事業所から報告していただいたこととなります。難病につきましてはこの難病が何を指しているかということにつきましては、まだこちら詳しく確認できておりませんので、これも現状わかりません。

(村松委員)

そうではなくて、利用者で1人いますよね。その内容について質問しています。

(事務局 飯沼)

はい。こちら市内難病で1人日中サービス支援型グループホームを利用する方いらっしゃることは確認しているのですが、その方の詳細、どういった難病であるかにつきましては、今回の報告ではそこまで報告をいただいております。そのため今回の結果としましては、こちらについてはお示しすることができません。

(村松委員)

そうすると重複しているかどうかということの情報もないということですか

ね。

(事務局 飯沼)

そうですね。こちらにつきましては、重複という意味では難病のところに入っていることもありますので、重複しているかどうかまではちょっとこちらでは確認できないです。

(村松委員)

身体障がいも入っているかわからない、もし身体障がいを伴う難病であっても、身体障がいには入っていないという統計上の問題という解釈ですか。

(事務局 飯沼)

今回こちらの報告につきましては、事業所の方で入力して頂いたものをこういう形としてあげているものです。

(村松委員)

先ほど最初冒頭で少数の問題ということを申し上げましたけれども、やはりその辺のことも含めてもう少し取り上げていただければと思います。そうすれば小林先生の方にも問題なく、このグラフの中にも入ってくるのではないかなと思うのですけどもいかがでしょうか。

(事務局 飯沼)

村松委員、失礼しました。資料3-5に各利用者の動向が記載されておりまして、今回難病として上がってきたのが資料3-5-③いちごテラスというところの事業所になります。そちら確認させていただきましたところ、こちらにつきましては難病とともに身体とありますので、3のいちごテラス藤沢葛原というところの7番の方につきまして難病ってところがあるのですけれども、それに合わせて身体と記載がありますのでそういった報告となります。

(村松委員)

身体を伴う難病ということで解釈してよろしいですか。

(事務局 飯沼)

はい、報告していただいたところからみますとそのようになると思います。

(村松委員)

はい。ではその分析統計上もその辺も組み込んでいただければというふうに希望します。以上です。

(鈴木副代表)

ご質問のところなのですけれども、もらっている市から提供されているデータを身体でのデータ処理をしているというところとこの部分のデータについては、市から提供を受けているものをこちら分析しているということなので、今回そこに難病が入ってこなかったということです。それ以上のことは言えないので申し訳ありません。

(村松委員)

今後、市の方からの提供の中で、グループホームの一つのカテゴリーの中に難病等とあるので、そこも含めて小林先生の方に情報提供していただきますようにお願いいたします。よろしく申し上げます。

(斎藤代表)

はい、ありがとうございました。それでは他にご意見ご質問など。八十島委員お願いします。

(八十島委員)

県央福祉会の八十島です。いくつかデータの取り方等そのあたりをお聞きしたいです。まず一つは資料3-4の1番施設概要の一番下のところに、共同生活居住数というふうにあるのですけれども、自分質問内容を見てないのでよくわからないですけど、これは共同生活援助の定員数と一緒にするのはないのかと思っていたのですけれども、共同生活援助の定員数は144で居住数は96となっているので、ここの数字がどうなのかなっていうところがお聞きしたいです。あと共同生活援助が144で今回134人の方を対象にというのは、これは市外の方もいらっしゃるということなのですか。あともう一つが、いくつか先ほどの夜間の対応についてというご質問があつて、これもちょっと質問内容どういう形でお聞きしているのかわからないのですけれども、この夜間対応の時間帯というのは、例えば20時から朝の5時までとか、もしくは22時の深夜帯になるのか、その時間帯がお聞きしたいのと、あとどんな対応をされているのかというのが資料3-5の夜間対応状況というところで、ここに書い

であるのが夜間対応なのかというところがお聞きしたいなと思いました。以上です。

(事務局 飯沼)

はい、事務局飯沼です。初めに資料3-4、1の施設概要、その中の一番下共同生活住居数につきましては、事務局としましてこちらの報告をお願いしたときにどのような形で報告していただければいいかのところを詳しくご案内していなかったこともありまして、事業所によっては部屋の数、定員の数を上げてところもあれば、施設内で別棟のところがあるために2個にしているところもありまして、回答としましては部屋の数をいただきましたかったところですのでけれども、そんな回答がいただけなかったところもありますので、次年度以降の報告でこちらにつきましてはの報告方法をいただきたいと思います。続きまして、定員数のところではありますが、定員が144人いるところに対して報告時点で134人というところになります。先ほどちょっと述べさせていただきましたが、市外と市内でいらっしゃるのですけれども、市内市外合わせて134人という形になっております。そのため報告時点では10人の定員に空きがあるという状況となっております。そして夜間対応のところなのですけれども、こちらにつきましては資料3-4の5番支援体制の確保というところの欄がありまして、さらに先ほどの八十島委員がおっしゃいました資料3-5の夜間対応の状況というところで記載があります。こういったところで事業所全体の実施内容だとか各利用者の方のどんな対応を行っているかというところの記載があります。以上となります。

(八十島委員)

はい、ありがとうございます。夜間の時間帯については特に今回は調査内容に入っていないのですね。失礼しました。時間帯につきましては今回の報告の中で、何時から何時が夜間対応とするのかというところは質問事項としてあげていなかったの次回報をあげていただくときには、こちら報告内容として報告したいと思います。

(斎藤代表)

はい、ありがとうございます。では他にありませんでしょうか。船山委員お願いします。

(船山委員)

報告評価のところの利用者に対する地域生活支援の状況についてというところなのですが、共通して買い物・通院に関わる支援を実施というところで外出に対しての支援の事例としてはよくわかったのですが、実際その余暇活動というところの支援実態というか事例というかそういうところが具体的に何か他にあがっていたら教えていただきたいなと思いました。よろしくお願いたします。おそらく日中活動のグループホームや日中サービスは、多分通院の同行や買い物同行だけじゃなくてグループホーム内でその人がどうやって安心して生活できるのかとか、どういうふうな過ごし方をすればその人自身がそのひとらしくいられるのかとかそういったような支援が必要なのだろうと思うので、もしこの聞き取りで聞き取れていなければ、次回以降その辺の部分をヒアリングしてもらえたらいいなと思いました。

(事務局 飯沼)

はい、ありがとうございます。あくまでも調査表に基づく調査結果ということですので、これで今やってみて生活支援部会で評価もしていただいた中で、さらにまだまだ知りたいとかわからないとかっていうところでご意見いただくと、次回また調査に向けて、実態把握に向けて内容のもっと深掘りができたものになるのかなと思いますので、ご意見ありがとうございます。

(斎藤代表)

他にございますか。はい、種田委員お願いします。

(種田委員)

藤沢市肢体障がい者協会の種田と申します。素朴な疑問なのですが、支給決定市町村が藤沢市の方が79名市外の方が55名ということで記載されているのですが、藤沢市の方でグループホームに入居されている方はもっといらっしゃるのかなと思うんですが、市外のグループホームに入居されている方はどれぐらいいらっしゃるのか、そこがもしわかればお尋ねしたいなと思いますよろしくお願いたします。

(事務局 白井)

白井です。今数字は持ち合わせてないのですが、実態としては確実に藤沢援護の方で藤沢市外、茅ヶ崎とか大和とか横浜とかというところでグループホームの共同生活援助を利用されている方はいらっしゃいますし、それなりの数で

いらっしゃるので、藤沢の特性として他市に援護の方が多いっていうわけでもないということでご理解をいただければと思います。以上です。

(斎藤代表)

はい、他によろしいですか。

(紀井委員)

藤沢市手をつなぐ育成会の紀井です。親としては日中支援型というのは看護師を配置してくれるところだというような認識があつたのですが、今日の報告だと配置しているところもあるし、配置していないところもあるというふうに受け止めたのですけれども、その配置しなくてもいいところもあるのか、配置してない訪問介護とか訪問看護さんがいるから配置しなくてもいいという考え方なのかそこがよくわからなかったのですけれども教えていただけますか。

(事務局 白井)

はい、白井です。配置基準として必須ではないので利用者さんがいないとか、訪問看護を使うとかっていうことは、そういうケースで配置されないということはありません。

(紀伊委員)

配置しましょうという考え方じゃないのですか、配置しなくてもいいけど日中支援型グループホームが作れるということなのでしょうか。

(事務局 白井)

配置基準として申し上げますと、必須になってしまうので例えば医療的ケアが必要でない方だけで配置をしなきゃいけないとかっていうような基準にはならないので配置基準にはなっていないです。日中サービス支援型、確かに重度の障がいのある方で日中活動も含めて、住まいとして提供ができるということが趣旨ではありますので、配置が望ましいというふうには思っておりますけれども実態としておそらく配置をするとすると配置加算がそんなに高くないので、例えば全員医療的ケアが必要とか、かなり言い方悪いですけど、偏ったとか利用者さんをちょっと制限した形のグループホームにならないと多分経営が回らないのかなと思っております。その中で医療的ケアの必要な方を利用者さ

んとしてお受けするっていう方法の一つとして、訪問看護利用とか、という外部サービスを使ってというような形態をとられているというふうに認識しております。以上です。

(斎藤代表)

はい、ありがとうございました。それでは一応ここで。八十島さんお願いいたします。

(八十島委員)

県央福祉会の八十島です。先程夜間の時間帯は聞いていないというようなお話でそこはわかったのですが、先ほど夜間対応の部分で社福とそれ以外のところだと、社福よりもそれ以外のところの方が優位性高というようなところで数字が抑えられているのですが、基本となるデータの取り方のところで、資料3-5の夜間対応状況というところに記載がしてあるものが夜間対応としてカウントされているのか、空白のところは夜間対応していないということになるのか、あの夜間対応は時間帯取ってないということでしたけど、実際に夜間対応は今回の調査では何を指しているのかというのが見えないですけれども、これでいくと社福は、県央福祉会と光友会の2ヶ所だけで、残りのところはそれ以外で、この資料3-5の夜間対応状況というところだけ見ていると、どう見ても社福の方が夜間対応しているのではないのかというふうに、ここに書いてあるものだけを捉えれば、それともここに書いてない、こういったことが夜間対応なのだという調査なのか、そこが知りたいなと思いました。

(事務局 白井)

はい、夜間対応しているかにつきましては、資料3-5の13夜間対応というところが該当しているところになります。こちらにつきましては、なしかあるかというところで記載しております、さらにそのアリとしているところにつきましてはさらにどういったところを行っているかというところで、一番右端の夜間対応状況というところを入力していただいているのですが、こちらの記載につきましてはなしとしているけど巡回を行っているだとか、記載方法が事業所によって違うところがありましたので、少し混乱してしまったかもしれません。業務としましてはあり、なしであれば13番のところになります。データまとめていただいた鈴木先生お願いいたします。

(鈴木副代表)

おそらく、データの取り方の問題だと思います。3-5の一番右、列を見ると夜間対応状況というのが書いてあって、例えば一番の株式のグループホームですか、例えば巡回というのがそこに入っている、あるいは多分ここで何を夜間対応としているかっていうところに若干差があるということなのです。

(斎藤代表)

ありがとうございます。とにかくやってみて、問題点がいろいろ見えてきたなというところでもいいと思いますので次回以降参考できればと思います。ではちょっと時間をだいぶ押していますので、一旦ここで区切らせていただいて、次に行きたいと思いますがここで若干の休憩をいただきたいと思います。会場の時計では11時16分ですが、25分まで休憩をしたいと思います。

(斎藤代表)

はい、それでは時間になりましたので再開したいと思います。協議事項の(2)株式会社恵が運営する事業所の一括承継に伴う新規日中サービス支援グループホームについてということで、今回はこういう形になりましたので新規のホームのご説明ということになるかと思います。本日は株式会社恵さんとその承継する株式会社バイオネットさんから各1名ずつご出席いただきましたので、今回の経緯についてのご説明とそれから今後のご説明ということでお願いしたいと思います。

(株式会社恵：笹本氏)

株式会社恵で業務標準化の推進室の室長をしております笹本と申します。よろしくお願いいたします。今回の件に関しまして、承継に関しまして私の方が行政窓口と厚労省窓口というところに対応させていただいておりました。今回承継に関しまして、大きく三つの承継ポイントというものがあります。まず一つ目は現在いるご利用者様に不利益がない移動承継です。弊社、株式会社恵ですけれども利用料金ですね。食材料費光熱水費、日用品等あるのですが障がい者年金は2級内での暮らしとですね、生活保護の方でも暮らせるような暮らしというところで、全国的にもかなり低い値段でやっております。その中でその値段を上げることなく、現状の維持のままで移行していただける企業様がまず第一点です。第二点目です。第二点目は従業員様の給与形態そういったものを変えずに、そのまま移行していただける企業2点目です。3点目ですが、恵160の事業がありまして、そういったものを一括的に引き受けていただけるよ

うな企業様というところを選定さしていただきました。なぜ一括でというところになるかと申しますと弊社のグループホームの中には本当に最重度の方が多く住まれるグループホームもあります。そういったホームはやはりなかなか職員の定着も含めて、事業形態的に引き受けが難しい事業形態もあるわけですし、そういったところだけが取り残されないように、一括的にこのホームを引き取っていただくというか、承継いただける事業者様というところで、進めておりました。もちろん承継始めには100を超えるような応募がありまして、その中には本当にITの企業であったり、不動産の企業であったり、そういったところもありましたが、厚労省様とも話をさせていただく中で大前提として障がい福祉を経営したことがある、または今行っている事業形態そういったところも大前提として進めさせていただきまして、また、今回恵と厚労省だけで決めるのではなく、厚労省様からご紹介いただいたアドバイザー方様とも含めて複数回にわたり面談を行わせていただき、今回ビオネスト様というところに事業承継をさせていただくという形になりました。以上が承継先選定のご説明にはなります。続きましてビオネスト様から事業報告等のご案内がありますのでよろしくお願ひします。

(出羽氏)

ビオネストでBMI マネージャーをしております、出羽と申します。よろしくお願ひします。簡単ではありますが、私共ビオネストの紹介をさせていただけたらと思いますので、資料の方を見ていただけたらとは思ひます。私共ビオネストなのですが1枚めくっていただきますと、こちらビオネストグループ拠点事業所マップというものをつけさせていただいております。こちらに兵庫県大阪を中心に全国で248事業所を運営しております。そして、従業員数2,000名以上と書かせていただいております。私どもビオネストが、御社が兵庫県神戸市の方にございます。2008年に創設させていただいております、代表が石野というものになります。関西圏の方に若干多いかなというような印象には、この事業所マップを見ていただくとなるかとは思ひます。今回関東の方、神奈川の方にもグループホーム、相模原にはなるのですがございます。そんな形で運営しております。私共の会社ビオネストグループ医療・介護・障がい福祉という3点から大きくなっていった会社とはなりまして2008年に創設したときには高齢者のデイサービスから始まった会社にはなっております。そこからこのような形に248事業所までという形にはなっております。先ほどからも説明させていただいた、医療・介護・障がい福祉の事業転換

をしていますというところでこの関係会社等一覧というものを載せさせていただいております。こちらが全て子会社という形、大元にビオネストネストという大きなところが上にありましてそこから子会社という形で、複数の会社を運営しているような形にはなりません。続きましては、このビオネストグループというところどんな理念のもとやっているというところ等々が後ろから書かせていただいておりますので、そこも参考までに見ていただけたらと思います。介護事業部門、障がい福祉部門また医療事業部門という形で、載せさせていただいております。私どもビオネストのグループ理念の方のご説明をさせていただけたらと思います。私どもビオネストグループの理念、社会にとって価値あるものを提供し、事業を発展させることによってお客様と従業員の幸福を最大化するという理念のもと、させていただいては、おりますこちらも参考までに見ていただけたらと思います。私共ビオネストのグループ名社名由来も載せさせていただいております。造語にはなりません。Be an honest と Bionest というところの二つを掛け合わせた造語にはなっております。誠実に仕事をし、社会生活の一応一助となるというところを社名由来とさせていただいております。また私共ビオネストとのスローガン、なりたい自分というところがございます。まずお客様のなりたい自分に、ご利用者様のなりたい自分に、自立した自分に、支える自分に、繋がる自分というところ、またやはり働いている職員の方にもなりたい自分というところで、目標をスローガンとさせていただいてはおります。あとは、ヘルスケアエコシステムというところでは医療・障がい福祉・介護というこの3点の中でこのシステムを作っていこうというところで、なりたい自分に繋がるシステムを作っていこうというところで書かせていただいております。あとはロゴです。最初1枚目にもあったロゴの意味というところもこちらに載せさせていただいておりますので、参考までに見ていただけたらとは思いますが、私共、働く社員の行動指針の方に行きたいと思っております。私共、行動指針としましてやはり法令遵守というところを一番に載せさせていただいております。そのあと誠実、利他の精神、楽しむ、向上心、報・連・相、責任感、整理・整頓・清潔、礼節というところであげさせていただいております。法令遵守を守っていきつつ、施設の運営というところをやっていたらと考えてはおります。そのままなのですが、このビオネストから、イノベルヘルスケアというような資料を載せさせていただいております。これが何かというところのご説明にはなってくるのですが、このイノベルヘルスケアという会社を新しく創設させていただきました。こちらが恵さんの事業を全

て吸収していくための会社というところで創設させていただいております。このイノベルヘルスケアというところで恵さんの事業を全て運営していくというようなイメージを持っていただけたらなと思います。このイノベルヘルスケアの理念またネーミングの由来等々も書かせていただいております。理念に関しましては障がい福祉事業の新会社として、私達に関わる全ての方々とともに成長し、今ここにはない未来を創造し、高い志を持って社会に必要な基盤と明るい未来の実現に貢献するという理念を掲げさせていただいております。こちらの理念の中でやはり新会社というところ、新会社にましてこの恵さんを全て承継しますというところもあわせて理念にさせていただいております。私共、この新会社のミッションとして、先ほどの行動指針の方でもご説明させていただいた、やはり法令の遵守というところになります。ご利用者様、ご家族様の生涯にわたって頼られるパートナー企業としてあり続ける。福祉発想だけにとらわれない自由な社風の醸成、障がいという個性を活かし、自立した「なりたい自分に」近づく環境の提供、障がい者の方に寄り添った様々なキメ細やかなサービスの提供、国内屈指の障がい福祉サービス供給量および品質を目指す、医療ケア、リハビリケアによる支援の質向上への取り組み、地域や企業と自由かつ積極的な連携を図り新たな事業と未来を創造する、生きがいや働きがいのある職場で、従業員の幸福を追求し、高品質サービスの提供に繋げる、というところをミッションとさせていただきます。では、こちらその後が3月に向けて私共このイノベルで運営していくにあたってというところの説明させていただきます。まず職員配置について、日中の体制です日①②③というところで、時間を書かせていただいております。利用者様20人に対し、職員6人から7人を想定しております。1回10人に対して支援員2名から3名、2回10人に対し支援員2名から3名というところになります。支援員とは別に管理者サービスで、管理責任者の配置になります。夜間の体制です。17時から9時というところで、利用者様に20人対職員4人を目指していきます。1回10人に対し支援員2名、2回10人に対して支援員2名、管理者やサービス管理責任者オンコール対応とさせていただきます。今後の目標というところに関しまして人員についてはより手厚い支援が必要と考えておりますので一番手厚い加算を目指してはいきます。24時間365日職員在中となります。では続きまして、研修についてというところになります。まず入職研修を考えております。入職研修として、OJT教育として初日1ヶ月3ヶ月の研修を実施いたします。また外部研修、年3回の外部研修を予定しております。内容につきまして

はこちら見ておいていただけたらと思います。そのまま内部研修です。まず法令順守研修です。法令順守マニュアルに沿って定期的に会議を行います。虐待防止研修、感染対策研修、座学研修とさせていただきます。続きまして、委員会の設置に関してとなります。委員会法令通り委員会の設置をしていきます。虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染症発生および蔓延防止に関わる委員会と委員会の設置をしていきます。地域交流に関しまして、地域との交流方法です。障がい福祉は横の繋がりや地域の繋がりが必要だと認識しております。まずはご利用者様、ご家族、近隣の事業者、近隣住民、自立支援協議会への挨拶から始めてまいります。また、来年度から義務化される25年の4月からですね、義務化される地域連携推進会議の成功を目指していきます。他、障がい者福祉サービス事業との連携、上記同様にまずは挨拶から実施させていただけたらと考えております。その中で、他の障がい福祉サービス事業者との意見交換会、事例検討会議など積極的に行っていきたいと思っております。すみません、長々とお清聴ありがとうございました。ありがとうございました。

(斎藤代表)

ということでお2人からご説明いただいたのですが、これにつきましてでは皆さん、今回質問やご意見・要望などありましたらお願いします。

(戸高委員)

ご説明ありがとうございました。先ほど2008年からスタートしたのが高齢化の高齢のデイサービスからということで、関連会社がいくつかあるのですが、でもグループホームをやっている事業所は、どこがやってらっしゃるのですか。

(出羽氏)

この関連会社等一覧の一番下にあります株式会社ラシエルという会社がグループホーム等々行っております。事業所でいきますと40事業所になります。

(戸高委員)

今回新たな会社を作られてその辺との関連、要するに実際そういう経験のある人が、そこに入っていてやっていくのかどうかこの開発の関連とか、どういうふうになっているのですか。

(出羽氏)

このイノベルヘルスケアという会社が、ラシエルという会社の子会社になります。ビオネストという会社の子会社にラシエルの子会社にイノベルヘルスケアという子会社になりますので、そこは協力してやっていこうと考えております。

(戸高委員)

今回の問題で一番何が問題だったのかと思うのですが、それをちゃんとわかった上で、やられる前提だと思うのですが、その辺のところ、何が問題だったという認識されているのですか。

(出羽氏)

問題の部分に関しましては、やはり先ほど恵さんからのご説明もあった通り、厚労省のアドバイザーの方も入られて、聞きながらそこは一つずつ詰めていながらやっていってはおります。やはり利用者を第1に考えた利用者ファーストというところで考えていながらやっていきつつ、その問題部分を一つ一つクリアしていければと考えております。

(斎藤代表)

他にご意見等ある方。

(島村委員)

肢体不自由児者父母の会の島村と申します。新しく作られるイノベルという会社が運営されるということですが、このミッションの中に医療ケア、リハビリケアという周囲への質向上への取り組みと書かれているところがあると思うのですが、リハビリケアの方は少しイメージがつくのですが、医療ケアと書いてある部分ではどのようなケアの支援を想定されているのかというのを一つ伺いたいと思っています。今の恵さん、これまでの恵さんのふわふわ方にはいらっしゃらないかもしれませんが、今後に関しても、その辺りを伺ってみたいと思っています。

(出羽氏)

ありがとうございます。この医療ケアという部分に関しまして、先ほど恵さんの方からもあったように、重い方をやはり受け入れているよというご説明があったかと存じます。そのためやはり利用者さんそれぞれ一人ひとり個別支援

計画に沿った形での、ケア、サービスの展開にはなってくるかなと思います。一概にこうですというなかなか説明が難しいのですが、やはりこの評価会議の前にご説明あったこの看護師が配置基準としてという説明等々もあったかとは思いますが、それぞれのやはり利用者様それぞれに関してのケアになってくるとは思いますので、何ともここで今、必ずしもこうですというご説明は難しいかなと思います。

(島村委員)

具体的なことは難しいということだと思えるのですが、例えば今後、重い障がいといっても障がいはものすごく個々によって必要な支援が違うと思うのです。例えば私が思うのは、健康管理をしていくための見守り的な看護師さんとか支援員の方と、それから痰の吸引とか食事、経管栄養とか、今日の資料の中で導尿、浣腸みたいなのがあったと思うのですが、時間的な対応が難しい方の対応まで受けていくという覚悟があたりになるのか、今後今の恵さんだけじゃなくて、それから今連携の部分で、他の障がい福祉、障がい福祉サービス事業との連携ってありますけれども、ここに訪問看護ステーションとの医療との連携というのが、ここには記載されていませんけど、そういう方向も考えていらっしゃるのかその辺まで伺いたいと思います。

(笹本様)

株式会社恵の笹本と申します。すみません、私の方も今回役員ではないというところもありまして、今、恵の現状っていう部分を一番わかっている立場の方ではありますので、今後イノベルヘルスケアの方でお力をというところでやらせていただくのですが、現状株式会社恵の中にも医療ケアではなく医療的ケアが必要な方が多く入居されております。中でも胃ろうの方もいらっしゃれば、CPAPが必要な方もいらっしゃいますし、様々医療的ケアが多いですが、そういった方がなかなかやっぱ医療的ケアがあるがために、グループホームに入れないとか入居はできないというようなお声というのをたくさんいただいております。その中で今我々が目指している部分に関しましては、例えば神奈川県はこの3件に関しまして、例えば看護師の資格を持つ方は一つのホームになるべく多く集まっていきたいです。Novelさんの方にはお話もさせていただいております。なかなか訪問看護の力だけでは24時間365日見ることがどうしてもできなくて、施設には看護師がもちろん必要で

すし、その中で夜勤体制や組みながら1人でも多くの医療的ケアが必要な方がもしいらっしゃるのであれば、見えるようなホーム体制っていうのは作っていかねばいけないというのは、新しくビオネスト様やイノベル様にもお話をしておるといような段階にはなります。以上です。

(斎藤代表)

他にはいかがでしょうか。

(神保委員)

すみません。私、市のグループホーム連絡会の事務局しているのですが、今回その恵さんの方から承継するにあたって三つのポイントがあったというお話ありまして、一つがその給食費に関するお話をされていたのですが、かなりお安い単価で提供してらっしゃるっていうお話だったのですが、今、昨今すごく食材費高騰しておる中で、ビオネストさんがそれを承継されるというところでは、何か安い単価を維持するための方策っていうのはおありなのでしょうか。

(笹本氏)

すみません、現状わかっているもので私がお説明させていただきます。食材料費に関しましては全国で一つの媒体、外部委託所をお願いしているもので、その分、母数が多い分、安価にさせていただきたいというところで、交渉をしている企業努力があるというのは一つではあります。ただし、やはりお米の方とも高騰はしておりますので、現状この食材料費・光熱水費等で見たときに、同等なのかと言われましたら若干マイナスというか、赤字の部分もやはり出てきている部分もありますので、その辺に関しましては正しい積算根拠を出しながら、まずはご利用者様、ご家族様とご相談をさせていただきながら、進めていかなければいけないなと思っております。今回先ほどありました何が今回問題だったのかっていう部分もありまして、私の方でも十分に分析をさせていただいたのですが、一つが利用料に関しまして、正直値段の単価の積算根拠というものが、恵でしっかり設けられていなかった、単純に各市町村の生活保護水準や年金に去年の水準というところに合わせてだけの利用料値段設定になっていたとそういったところも問題だというふうには感じておりました、本来、積算根拠というもののもとで利用料というものが決定されるのですが、そういったところもかなり不十分だったかなというふうには反省はしております。

す。

(神保委員)

お願いになりますけれども、グループホームにとって利用者さんお食事すごく重要な部分になりますので、ぜひ安心安全な食の提供をしていただければと思いますのでお願いいたします。

(高山委員)

委員の高山です。事業承継ということで、そのどういう手続きで承継されるのかということが冒頭恵さん、笹本さんの方からお話があったのですが、やはり今のご回答にもあった通り、何が問題だったのか、そしてその問題をどういうふうにとめ、そのようなことが起きないようにするのかという多分その辺りが多くの人に関心ごとだと思っております。そして、もちろん新聞ニュース等の報道でいろいろ私達も関心持って聞いていましたけれども、やはりそのところの何が問題で、これをどうクリアするかというところを一番私達が聞きたかったところなので、何かそのような説明になっていなかったことが大変残念だなというふうに思いました。笹本さん個人としては大変苦しいお立場でもあるのだろうというふうにはお察ししますけれども、やはりその組織としてこれだけの問題になり事件として報道されていることに対して、組織としてのお詫びや私達の大変皆心痛めてこのニュースを聞いていましたので、そういうことに対するお詫び、そういうことが全く一言もなかったということについて大変何か不思議に思っているのが一つです。特に今も食費食材費のことがありましたけれども、そこも今回大きく報道されていたところですので、そこについてはもうちょっときちんとしたご説明が欲しかったというのが印象です。もう一つ1月23日付けで厚生労働省のホームページにも今回この二つの会社からこういう事業継承するということが報告されていますということでプレスリリースもあり、3名のアドバイザーもきちんと所属とお名前も出ているようなところで、厚労省のプレスリリースとはいえ、そんなにプレスリリースを日常的に見ているわけではないですし、残念ですけどニュースでもそれほど大きく取り上げられていない中で、このようなプレスリリースがされていると、アドバイザーがどういう人だというようなこともきちんとご説明いただく必要があるのではないかというふうに思いました。それからビオネスさんの方で研修の事も丁寧にご説明いただいていたと思いますが、法令順守というのはもう当たり前で最低限のことです。もう今どの組織でも当たり前で法令順守ということは守ら

れている、法令遵守は本当に最低限の話なので、その企業としての倫理であるとか、あるいは社会福祉の専門性について、どうお考えなのかそこへの言及があまりなかったと思いました。新人職員の入職研修のところでは倫理規定の読み合わせをしますということがありましたが、倫理の問題は入職時だけ大事なのではなくて、むしろ継続して働いていく中でその倫理感が薄れていくということなどがおそらく福祉の現場で大きな問題になっていくのだらうというふうに思いますので外部研修内部研修含めて、継続的な倫理研修ということ、あるいは研修だけではなくて、その福祉の専門性あるいは福祉の倫理のことについてどういうふうに取り組んでいかれるのか、これは今回の事業承継にあたって大変大きな点ではないかなというふうに思いますので、そのあたりのことをご説明のできる範囲でしていただけたらというふうに思いました。以上です。

(斎藤代表)

はい、ありがとうございます。先に佐藤さんよろしいですか。

(佐藤委員)

はい、相談部会佐藤です。ご説明ありがとうございました。今の高山委員の意見も少しかぶる話になるかと、最後の研修あたりのところですね、他地域は私わからないのですけれども、具体的に言えばふわふわの藤沢さんや茅ヶ崎の事業者さんの方に私、後方支援という形で何度かホームにお邪魔をさせていただいておりますので、やはりそこで感じたのが現場の皆さん一生懸命頑張ろうとはしているけれども、とにかくその学習する機会があまりにもなくて本当に見よう見まねだとかわかる範囲で支援を提供されているというふうな感じがものすごく私としては感じまして、一応研修もやっていますという話でしたが、その現場やそこに働く方たちに応じた研修とかやっぱり職員一人ひとりに合うような形で変容できるようなOJTも各事業所とか多分地域性にもよるかと思うのでそのあたりはぜひご検討いただければなというふうに思います。この藤沢ですとか神奈川においてはそういった後方支援をしてくれる機関もたくさんありますので、何かそういうこともうまく活用しながら人材育成みたいなどころそれが結果的には適切な入居者への支援というふうなものにも繋がろうかと思っておりますので、是非、具体的にご検討なり方針を出していただけると大変ありがたいかなと思っておりますので、以上になります。

(笹本様)

すみません、恵の笹本です。ごめんなさい。本当におっしゃる通りですね、私共株式会社恵は様々皆様にご心配を、一番ご利用者様と働いている職員に本当に一番ご心配おかけしてしまい本当に苦しい思いをさせてしまい本当に申し訳ございませんでした、というところは冒頭に本当にお伝えするべきでした。申し訳ございませんでした。研修に関しましては、私の方で今ビオネスト様ならびにイノベル様にもお願いをしているのが、サービス管理責任者の委員会を是非作ってくださいというふうにはお願いはしております。その中で全国のサービス管理責任者の方と繋がることによって、現在どういったホームどういった状況なのか、どんな支援が必要なのかとか、並びにどういった困難事例でどういふふうに対応しています等そういった情報共有の場というのを作ってくださいというふうにはお願いはしております。その中で各エリアに分けてですね、神奈川でしたら、この神奈川の藤沢・茅ヶ崎・平塚にあるのですけどもその3件のサービス管理責任者とも相談をしながら、今事業所にとってどんな研修が一番必要なのか、そういったところも細かく追っていきながらこの研修というのを個別に行っていけるようなこの体制、せつかく事業所たくさんありますのでそういった体制を是非とっていただきたいというふうにはお願いをしているというような状況ではございます。以上です。

(出羽氏)

すみません、ご意見いろいろありがとうございます。先ほどおっしゃっていたようにやはり法令遵守というところはもう最低限のところというところと私共も本当に考えておりますので、今後そちらはやっていったらとは思いますが。併せてその倫理研修等々はまず、入職だけではなくそれを引き続きやっていきつつ、あの職員1人ひとりが先ほど私どもビオネストのご説明でさせていただいたように、なりたい自分というところに向かっていけるような形で合わせて職員教育OJTもさせていただけたらと思います。また地域の中で今いろいろ社会資源等々あるとご説明いただいたので、そこも一緒に協力してやっていっていただけたら私共も本当に良い運営じゃないですけど、利用者様のためになる運営になるかなと考えておりますので、引き続き一緒によろしくお願いいいたします。ありがとうございます。

(吉田様)

すみません。高山先生ありがとうございます。ご指名にあずかりましたアドバイザーの吉田です。今回国もかなり本気で乗り出しているもう既に連座制と

いうところで、今までにない事態が起こっているというのは皆さん承知の上です。僕は立場としては日本相談支援専門員協会というところでアドバイザーを拝命しております。おっしゃったようにもう本当に会議を重ねていただいて、そこで何度も話し合われて、とにかく今の入居者の方の生活を守るということは第1前提として、今回やっとここまで来たというのが正直な話です。グループホームの全国の数がこれを一括承継というのは本当に大変な道のりだったと思いますが、ここからまた僕は基幹相談支援センターの顔として話させていただきますが、先ほどの生活支援部会の方でヒアリング、実はふわふわさんに最初に行かせていただいておりますので、ふわふわさんも職員からアドバイザーそれから本部の方も来ていただいて、状況の説明をしていただきました。その中でやっぱり現場の職員からも研修体系の話が出ましたので、今年度中に内も企画をして研修やりましょうという話にしてもらい、何よりも職員の方の退職がないとか入居者の方も1名、親御さんとご本人の希望により移動したのみで、生活が維持されていることで少しほっとしましたが、藤沢だけの話をすると、先ほどご発言いただいた委員の住まいと暮らしの連絡会等、いわゆる1日も早く地域に根ざした支援に繋げていくということが立場的な役割かなと思っているので、それは粛々と基幹相談支援センターという役割でやらせていただきたいと思っています。またアドバイザーとしての情報というのはかなり厳しい状況もありますので、出せる情報に関しては皆様方にもご提供できるかなと思います。現在は本当に粛々と全国の一括譲渡に向けてあと1、2ヶ月に向けて円滑に生活を守れるというところを最大限にご尽力させていただいているという次第です。以上です。

(斎藤代表)

はい、ありがとうございます。先ほど言いましたアドバイザーたまたま吉田氏ということでしたので説明いただきました。今回の問題を通してこういった形になってきているのですが、ここでやっぱり何が問題なのか、どういう運営をしなければいけないのかという辺りについては、もう相当厳しく追及されてやってきているはずだと思います。それをここのホームの話だけではなくて、そこでこうやればより良い支援に繋がるよというようなもの、ノウハウを、是非これを通してスピノフしていった他の事業体にも活用できるようなものを提案していただけるような、そんな先の見通しが欲しいなと思いつつお話を伺っていましたのでそういう先のビジョンも含めてお願いしたいと思っております。すみません、最後に私が勝手に喋っちゃいましたけど、時間がもう過ぎて

いますので、この他のご意見もおありでしょうけれども、是非、事務局の方にご連絡いただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。では、これでこの議題につきましては、終わりにさせていただきますので、お二方についてはご退場いただけるようお願いいたします。ありがとうございました。それでは、次の議題協議事項は3と4一括してご説明をお願いします。

(事務局 飯沼)

事務局飯沼です。時間迫っております、手短に簡単に説明させていただければと思います。資料5は来年度の協議会また検討委員会のスケジュールの案となります。協議会、検討部会ともに年4回の開催を検討しております。ただ、具体的な日時につきましては、こちら会場などの予約の関係もありまして、まだ確定しておりません。大体これぐらいの時期に開催があるというところだけご了承いただければと思います。またそれに合わせまして、各専門部会につきましても協議会開催前に全4回開催実施を予定しております。こちらにつきましてもまた各担当の方から具体的な日時をお示しさせていただければと思いますのでよろしくお願いします。また、専門部会の開催につきまして来年度予算まだ決定前ではあるのですけれども、委員の方の各部会3名程度追加で招集することが可能となります。今後各部会で検討事項を下げている中で、こういった方呼びしたいというようなご意見などが出てきておりますので、各部会でお呼びしたい方がいらっしゃいましたら、こちらの方でご検討いただければと思います。こちらの協議事項としましては以上となります。

(斎藤代表)

というご説明でしたが、来年度のスケジュールまだ日程場所については決まっておられませんが大体こういったスケジュールで進行していきたいというご説明と、あとは各部会に今委員の方以外に3名ほどぐらいのゲストといいますか、かなりフリーにお呼びできるような体制もあるようですのでご活用いただければというお話でした。はい。これについて何かご質問ありますか。村松委員お願いします。

(村松委員)

はい。村松です。第2回の総合支援協議会のお話のあった医療的ケアに関する協議の場というのが示されておりますけれども、今後のロードマップについてちょっと具体化されているとすれば、概要でも結構ですけれども教えて

ください。以上です。

(事務局 白井)

白井です。すみません、予算折衝で来年協議会を立ち上げる方向で調整をしていたのですが、まだ内容が煮詰まってないという理由で予算が取れませんでした。ただ、代わりに準備会を手弁当じゃなくて謝礼を出しながら進めることは了解を得たので、今予算案としてはその方法で計上をしています。それにあたって重度部会の皆さんに一度進め方として、このような形で来年度その準備会を進めていっていいかというようなことを相談させていただきたいと思って、昨年内にやりたいと思っていたのですが、もう議会も始まってしまうのでできるだけ早く日程調整をして準備会の準備会は今年度中にやりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

(斎藤代表)

はい、というご説明でした。よろしいでしょうか。以前に総合支援協議会からの市に提言書を出させていただいたものについての対応ということでございました。他にございますか。もう時間もおしていますので何かあれば個々にご質問を事務局の方をお願いいたします。続きまして協議事項はこれでおしまいになります。4番その他ということでその他の1、2、3というあたり一括で事務局お願いします。

(事務局 飯沼)

はい、事務局飯沼です。その他につきましては情報提供となります。その他の1番ケアラー支援条例についてです。こちら資料6となりましてこちらにつきましては、市議会がかねてより議論がありましたケアラー条例が昨年12月16日に可決されました。その条例の公布文となります。ケアラーにつきましては、障がい福祉の現場にも関わるものですので今回情報提供させていただきました。こちらにつきましては以上となります。続きまして2番、地域福祉シンポジウムについてです。こちら資料7になります。こちらは藤沢市地域共生社会推進室が主催となりまして、来週2月9日に孤独孤立を考えるというテーマで、地域福祉シンポジウムが開催されます。こちらにつきましてはご興味のある方はご参加いただければと思います。最後に(3)番、市民ポータルサイトふじまど、障害者サポートについてこちら資料8になります。こちらは藤沢市で市民ポータルサイトでありますふじまどこちらのサービスの一環としまし

て、障がい者サポートが始まりました内容としましては、障がいの種類や障がいの等級によって受けられるサービスを案内するサービスの検索や障がい者手帳の有効期限などを入力すると更新の手続きの案内が来るなどそういったものがあります。この機会に是非ご利用していただければというところになります。以上となります。

(斎藤代表)

はい。ありがとうございました。以上3点についてのご説明いただきました。何かご質問等ありますでしょうか。はい。皆様の方からも特にございませんね。お知らせ等いただいておりますので、これで今日予定していたものは全部終わりになると思います。それではですね、今年度最後の協議会ということですので、佐藤部長にご挨拶いただきたいと思います。お願いします。

(佐藤部長)

時間も過ぎている中申し訳ございません、福祉部長をしております佐藤と申します。今年度最後の総合支援協議会ということですので一言ご挨拶の方申し述べさせていただきます。今年の障がい福祉を取り巻く状況を振り返りますと、3年に一度の障がい福祉サービスの報酬改定の年ということで、令和6年の4月1日に全国的に施行されたというところでございますが、この改定は主に国のサービスというところが対象になっておりますが、本市でも昨年10月1日に移動支援及び日中の一時支援事業につきましても、この報酬改定というところで実施をしてきたところでございます。こういった報酬改定の話には限ることではございませんが、やはり市の福祉事業に関しましては、地域支援の実情、課題を確実にやはり施策に繋げていくべきだというふうに考えてございます。そして地域課題を抽出することすなわち、この本会議で皆様のご意見を賜ることが本当にまさに大変大事なことだというふうに痛感をしております。是非また今後とも、皆様方のご助力を賜りながらですね、市の役割をしっかり果たしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。最後に私事ではございますが、この3月をもちましての退職をすることとなりました。本当に委員の皆様方におかれましては、大変お世話になりましたこと改めて礼を申し上げます。4月から新しい部長が参りますので、またどうぞ引き続きよろしくお願ひしたいと思います。以上で簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(斎藤代表)

はい。ありがとうございました。時間だいぶ超過いたしました。本日の議題全て終わったということで、事務局にお返ししたいと思いますよろしく願いいたします。

(事務局 白井)

時間を超過して申し訳ございませんでした。まだご意見あると思いますので、メールでもお電話でも結構です。何かございましたら事務局の方にご連絡をいただければと思います。今後、事業承継ではありますけれども、新しい指定になりますので、ご意見を踏まえて協議会として、県の方に意見を出す形になりますので、ちょっと期間短いと思いますけれども、また文案については確認というか案の段階でお示しをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。それではこれもちまして今年度最後になります第3回の協議会閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会